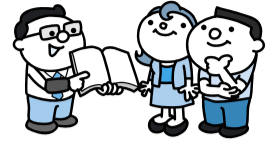


市民の市政参加

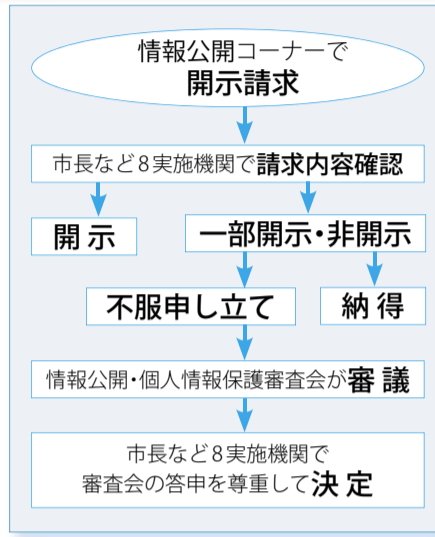
情報公開制度とは？



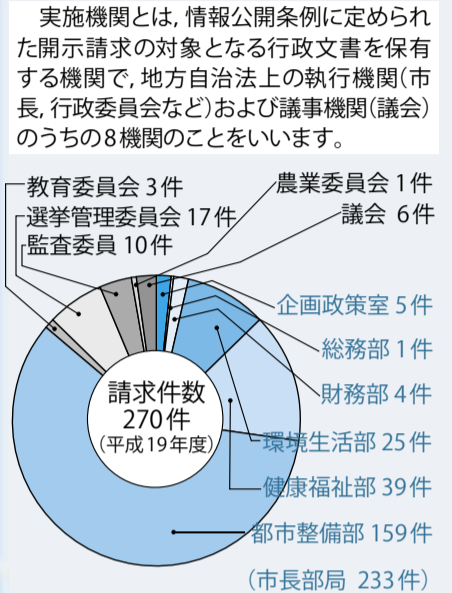
情報公開条例に基づき、市が持っている情報(行政文書)を市民が閲覧したり、複写したりする権利を保障する制度です。行政文書は、原則として公開(開示)が義務付けられています。市民の皆さんは、この制度を利用し、市政のさまざまな情報を得ることができます。

請求から開示の流れ

- ① 市政資料コーナーでは見ることができない行政文書を開示してほしいときは、情報公開コーナーでご相談ください。
② 情報公開コーナーに開示請求書を提出します。自分の情報について知りたいときは、運転免許証などで本人確認をさせていただきます。
③ 希望される行政文書の全部または一部について開示が認められたときは、開示される範囲の内容をご覧いただけます。写しの交付や郵送を希望される場合は、実費の支払いが必要です。
④ 希望される行政文書について、開示が認められないことがあります。このときは、開示が認められない理由をお知らせします。
⑤ 開示が認められない理由に納得できないときは、開示が認められない理由を示した文書を受け取った日の翌日から60日以内に、不服申し立てをすることができます。



実施機関と請求件数



情報公開利用状況(平成19年度行政文書開示状況)

情報公開利用状況

Table with columns: 開示請求の対象となる行政文書を保有する機関(実施機関), 請求(件数, 延べ人数), 決定内容(件) (全部開示, 一部開示, 非開示), 不服申し立て(件数, 延べ人数).

延べ人数内訳(計90人)

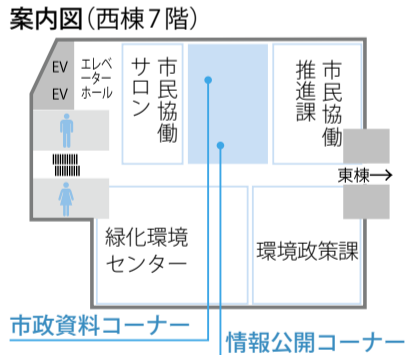
Table with columns: 請求者, 延べ人数. Categories include '市内在住者 36', '市内在勤者 3', etc.

一部開示および非開示の理由(1件で複数理由の該当あり)

Table with columns: 理由, 件数. Categories include '①法令秘情報 3', '②個人情報 91', '③事業活動情報 158', etc.

市政資料コーナーをご利用ください

市が発行した資料・刊行物・報告書をはじめ、都や国の刊行物・法規・辞典・官報など各種資料を自由に閲覧でき、また、備え付けのパソコンでインターネット検索ができます。



平成19年度市政資料コーナーの利用実績

Table showing usage statistics for the Municipal Information Corner, including '利用状況' and '有償刊行物の頒布数'.

情報公開委員会

情報公開制度、その他情報公開の推進に関することについては、情報公開委員が審議し、実施機関に意見を述べます。委員は公募委員2名を含む7名で、委員会は原則として公開です。



CIM=Civil Information Minimum
●市報で毎月15日号に掲載(今号は5頁)

市民の皆さんに知ってほしい最小限の情報を、身近な題材の中から、市内在住のライターが分かりやすく書いています。情報公開条例施行とともに平成4年から続いている、武蔵野市ならではの取り組みです。

平成19年度 市報掲載内容

Table listing articles published in the city newspaper, such as '健康・福祉 地域包括支援センター 住み慣れたまちで、いつまでも自分らしく生活するために', '子ども・教育 「子育ての悩みや不安は、気軽に相談してみてください！」', etc.